

UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり) 愛称:わかば

追加型投信／内外／債券



第110期決算のお知らせ

『UBS公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)愛称:わかば』は、2019年10月10日に決算を迎えました。当期につきましては、下記のとおり収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

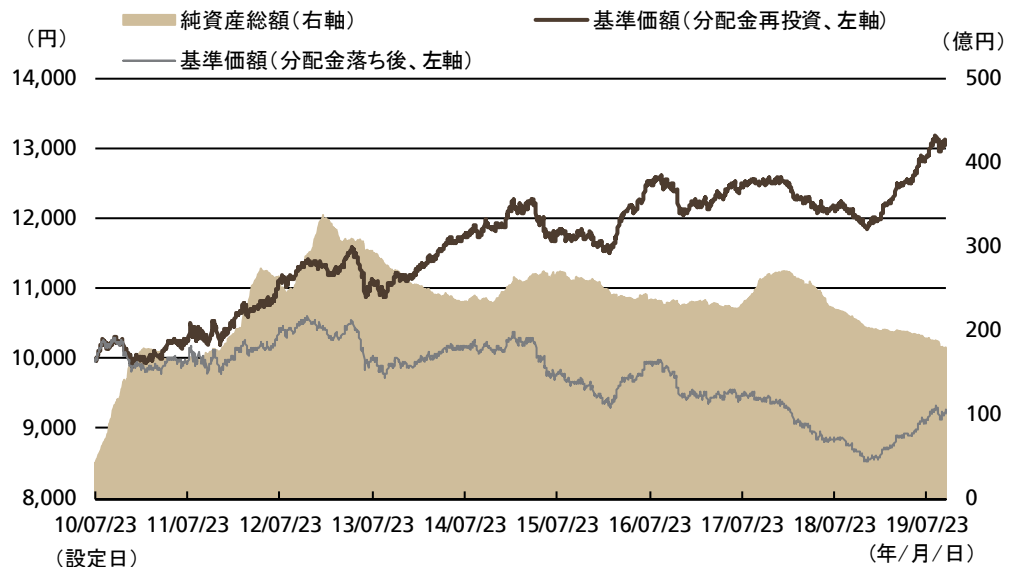
■当期：2019年9月11日～2019年10月10日

当期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金 累計	当期末基準価額 (分配金落ち後)
15 円	3,415 円	9,200 円

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

「わかば」設定来の基準価額と純資産総額の推移

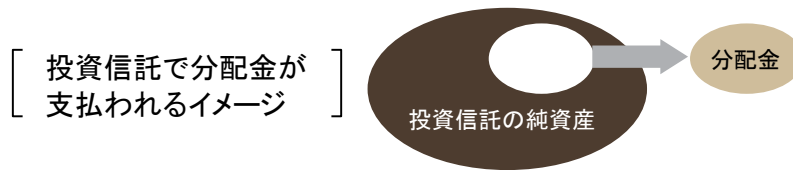
(2010年7月23日～2019年10月10日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

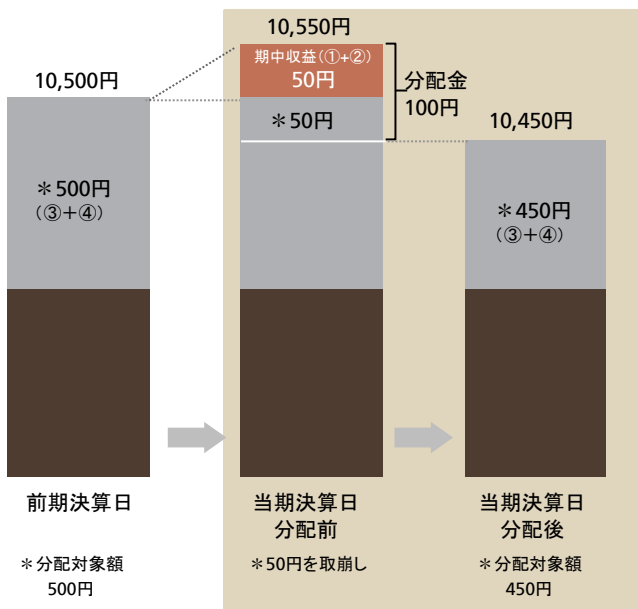
- ◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



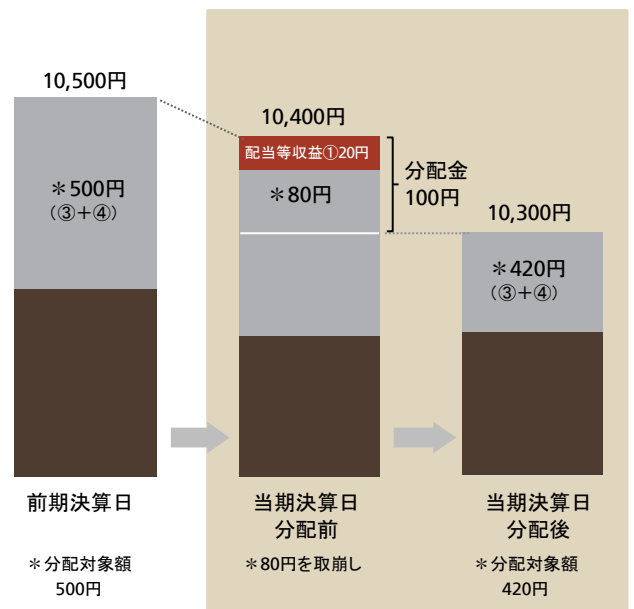
- ◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

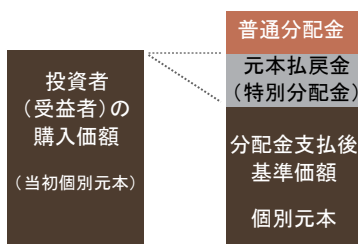


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

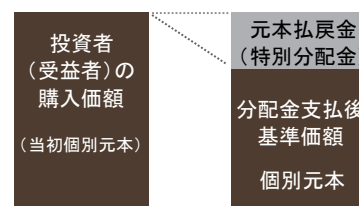
- ◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの特色

- 日本を含む世界の投資適格*の「公益・金融」企業の発行する社債を実質的な投資対象とします。
- 原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 毎月決算**を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

* 当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資します。BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

**毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

3. 為替変動リスク

組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行うことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

設定日	2010年7月23日
信託期間	無期限
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
収益分配	毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.2%(税抜2.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.15% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用			
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.155%(税抜年率1.05%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下のとおりです。(税抜、年率表示)			
		<table><tr><td>委託会社</td><td>0.50%</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr></table>	委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価
		委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価	
		<table><tr><td>販売会社</td><td>0.50%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr></table>	販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
<table><tr><td>受託会社</td><td>0.05%</td><td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td></tr></table>	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価		
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価			
※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。					
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用			
		<table><tr><td>監査費用</td><td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td></tr></table>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用		
		<table><tr><td>印刷費用等</td><td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等</td></tr></table>	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等	
		印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等		
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用			
<table><tr><td>売買委託手数料</td><td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う 手数料</td></tr></table>	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う 手数料			
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う 手数料				
<table><tr><td>保管費用</td><td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td></tr></table>	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用			
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用				
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの関係法人

委託会社 UBSアセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

マザーファンドの
 投資顧問会社 UBS アセット・マネジメント(UK)リミテッド

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三菱UFJ信託銀行 株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
SMBC日興証券 株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
静銀ティーエム証券 株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○	
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
フィデリティ証券 株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2019. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。